

全国・主要都市圏における高速道路の主な区間の交通量増減における車種別区分

資料の車種 区分	トラフィックカウンター（トラカン）		料金所通過台数	
	小型車	大型車	小型車	大型車
東日本	車長 5.5m未満 (軽・二輪、普通車を想定)	車長 5.5m以上 (中型車、大型車、特大車を 想定)	/	
中日本				
西日本				
首都高	車種判別機能なし		軽・二輪、普通車	中型車、大型車、特大車
阪高				

料金車種区分	自動車の種類
二輪車	・二輪自動車（側車付きを含む）
軽自動車	・軽自動車
普通車	・小型自動車（二輪自動車及び側車付き二輪自動車を除く） ・普通乗用自動車 ・トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両）
中型車	・普通貨物自動車（車両総重量8t未満かつ最大積載量5t未満で3車軸以下のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクターで2車軸のもの） ・マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8t未満のもの） ・トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びけん引普通車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両）
大型車	・普通貨物自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上で3車軸以下、及び車両総重量25t以下（ただし、最遠軸距5.5m未満又は車長9m未満のものについては20t以下、最遠軸距5.5m以上7m未満で車長が9m以上のもの及び最遠軸距が7m以上で車長9m以上11m未満のものについては22t以下）かつ4車軸） ・バス（乗車定員30人以上又は車両総重量8t以上の路線バス、及び車両総重量8t以上で乗車定員29人以下かつ車長9m未満のもの） ・トレーラ（けん引普通車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、けん引中型車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びけん引大型車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両）
特大車	・普通貨物自動車（4車軸以上で、大型車に区分される普通貨物自動車以外のもの） ・トレーラ（けん引中型車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、けん引大型車と被けん引自動車との連結車両で車軸数の合計が4車軸以上のもの及び特大車がけん引する連結車両） ・大型特殊自動車 ・バス（乗車定員30人以上のもの、または車両総重量8t以上で車長9m以上のもの（いずれも路線バスを除く）